

枚方市立図書館蔵書計画 基本指針



Ver. 1

平成 24 年 3 月

枚方市立図書館

目次

1. 蔵書計画策定の背景と目的	1 P
2. 枚方市立図書館の蔵書構成の現状と課題	1 P
(1) 財政状況の変化と蔵書冊数等の変化	1 P
(2) 増加し、高度化する資料要求	2 P
(3) 子ども読書活動推進の要としての役割	2 P
(4) 枚方地域コレクションの拠点としての役割	2 P
(5) 電子書籍等新たな情報媒体への対応	2 P
(6) 構築した蔵書群のメンテナンス	3 P
3. 蔵書計画の基本的考え方と各種計画等との関係	3 P
(1) 計画の基本的な考え方	3 P
(2) 各種計画等との関係	3 P
4. 新たな資料収集・蔵書管理等方針	4 P
(1) 新たな資料収集・蔵書管理等方針策定の趣旨	4 P
(2) 枚方市立図書館資料収集・蔵書管理等方針	5 P
5. これからの枚方市立図書館蔵書のあり方と具体的な取組	6 P
(1) 知の源泉としての体系的かつ系統的な蔵書群の構築	6 P
(2) 市民の多様な資料要求に応えられる蔵書群の構築	6 P
(3) 蔵書の魅力を増す特色ある蔵書群の構築	7 P
(4) 市民の情報活用を支援する蔵書群の構築	7 P
(5) 適切な蔵書管理に基づく次代に伝える蔵書群の構築	8 P
6. 資料収集基準	9 P
(1) 全資料・全館共通の資料収集基準	9 P
(2) 資料種別ごとの資料収集基準	10 P
7. 蔵書計画の進捗管理	16 P
(1) 進捗管理	16 P
(2) 蔵書計画の改訂	16 P
[用語解説等]	17 P

1. 蔵書計画策定の背景と目的

平成 23 年 7 月に本市が策定した「枚方市立図書館第 2 次グランドビジョン」(以下「第 2 次ビジョン」)では、「市立図書館のあるべき姿(理念)」として、図書館が知の源泉としての社会教育機関の役割と地域の情報拠点の役割との 2 つの役割を併せ持つことを明らかにし、それらをバランスよく総合的に発展させることが重要であることを示しました。

この理念に立ち、第 2 次ビジョンでは「図書館資料を計画的かつ系統的に収集」することを明らかにし、蔵書計画と資料選書基準等を策定することを示しました。さらに蔵書の特色づくりを推進して、魅力ある蔵書の構築と図書館資料の拡充を図ることも公表しました。

以上の背景を受けて、市民の資料・情報要求に応え、知識及び知恵の継承及び向上に寄与するため、これからの市立図書館の蔵書構成のあり方を明らかにする枚方市立図書館蔵書計画を策定します。本基本指針は、蔵書構成のあり方にかかる基本的な考え方を示すものです。

2. 枚方市立図書館の蔵書構成をめぐる現状と課題

(1) 財政状況の変化と蔵書冊数等の変化

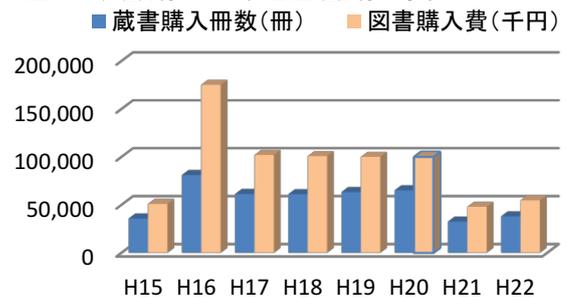
市立図書館では、毎年度図書購入費に見合った図書を新たに購入し、蔵書(*1)の新鮮度を維持・向上してきました。図書購入費は、平成 15 年度には約 5000 万円でしたが、平成 16 年度は約 1 億 7500 万円(中央図書館整備事業費を含む)、それ以降平成 20 年度までは約 1 億円に増額されました。これは平成 17 年度に開館した中央図書館の蔵書を充実させるためにとられた措置で、平成 21 年度以降は平成 15 年度と並ぶ 5000 万円前後となっています(図1)。

以上のように毎年度図書の購入を継続してきた結果、蔵書は増加傾向にあり、平成 22 年度末には全館で約 126 万冊の蔵書を擁するまでとなりました(図2-1)。

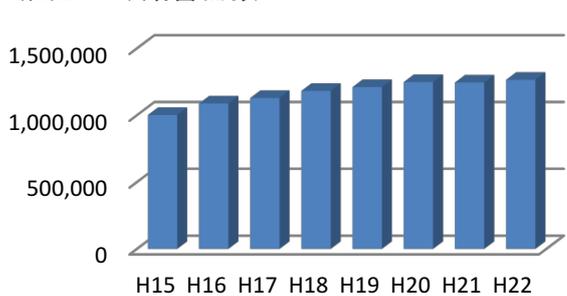
蔵書の内訳は、一般書が約 89 万冊(70.9%)、児童書が約 36 万冊(28.4%)、AV資料(*2)が約 1 万タイトル(0.7%)となっています(図2-2)。そのほかに平成 22 年度末現在、雑誌を約 480 タイトル、障害者・高齢者向け資料の録音図書を約 2300 タイトル、点字図書を約 4000 冊所蔵しています。

一方図書購入単価に注目してみると、中央図書館用の辞書・事典類やいわゆる専門書等比較的高価な蔵書を購入した平成 16 年度の 1 冊あたり 2159 円をピークとして、平成 17 年度から 20 年度にかけては、1 冊あたり 1662 円から 1534 円へと推移し、平成 21 年度と 22 年度は、それぞれ 1474 円と 1436 円と 1500 円を下回

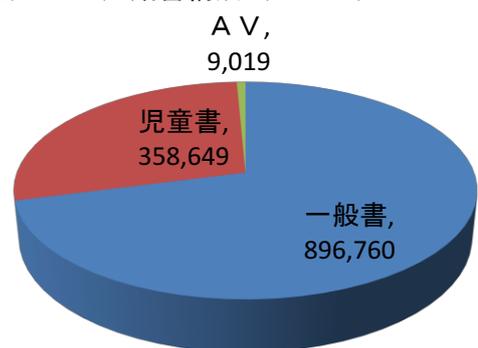
(図1) 蔵書購入冊数と図書購入費



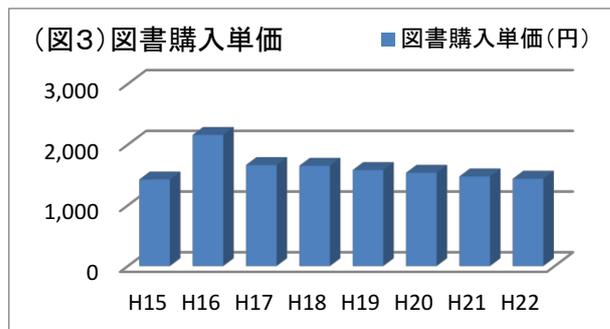
(図2-1) 蔵書冊数



(図2-2) 蔵書構成(H22)

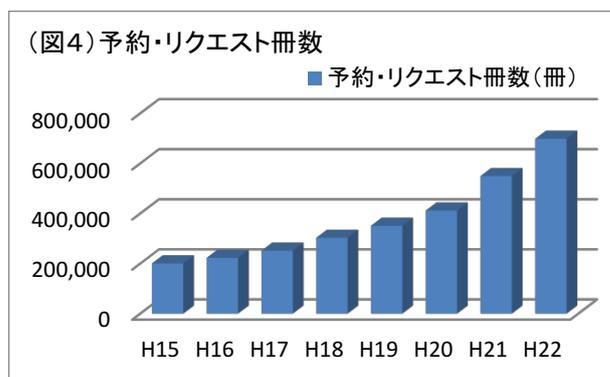


っています(図3)。これは図書購入費の減少に伴い、比較的利用の見込めるポピュラーな図書を中心に購入した結果と考えられます。そのため徐々に辞書・事典類やいわゆる専門書等比較的高価な蔵書の購入が減少しつつあります。



(2) 増加し、高度化する資料要求

図書館では、書架に利用者が求める資料(*3)がない場合、利用者が当該資料を予約(所蔵分)またはリクエスト(未所蔵分)することができます。所蔵しているものについては当該蔵書が返却された時点で提供し、未所蔵のものについては、市外の公共図書館等からの相互貸借制度に基づく借受や新たに購入することにより可能な限り提供してきました。



この予約・リクエスト制度を利用した資料要求は年々増加し、中央図書館が開館した平成17年度には約25万冊でしたが、平成22年度には約70万冊に達しました。

平成21年10月から、インターネット予約システムを導入し、自宅等から気軽に予約できるようになったことも増加の要因と考えられますが、市内の図書館だけではまかない切れず、市外の公共図書館等から借り受ける資料も増加しており、市民の資料要求は質・量ともに高度化しつつ増加しています(図4)。

(3) 子ども読書活動推進の要としての役割

図書館では、従来利用者要求に沿ったバランスのとれた蔵書の構築に注力してきた結果、突出した分野の少ない蔵書構成となっており、蔵書の魅力を高める特色づくりが新たな課題となっています。そこで市立図書館は、まず子どもの読書に着目しました。読書は、知識や情報を得られるだけでなく、自ら考える力を養い、感性や想像力を豊かにし、豊富な自己表現を育みます。特に、子ども時代は、生涯にわたる読書の習慣と楽しみを体得する最も重要な時期です。また、子どもの本を読むということは、子ども一人ひとりにとって魅力的な体験になるとともに、一緒に読む、読み聞かせるなどの営みを通じて、子ども同士や大人と子どものより深いコミュニケーションや人間形成に大きな力を発揮します。

第2次ビジョンでは、「子ども読書活動」を推し進め(*4)、それを可能とする児童書のさらなる充実を図ることを新たな課題として示しました。

(4) 枚方地域コレクションの拠点としての役割

子ども読書活動の推進と並ぶ蔵書を特色づける観点として、市立図書館は「枚方」というキーワードに着目しました。歴史関連資料や行政資料などの郷土・行政資料、市民や著名な旧市民の著作や伝記、枚方に関する記述のある資料などを幅広く収集し、歴史や文学・学術、地誌・人物史だけでなく、生活に直結する産業、労働、教育、福祉や観光などあらゆる分野の地域資料を網羅的に収集し、これを「枚方地域コレクション」(*5)と呼べるコレクションにまで充実させることで、蔵書の特色としていくことを第2次ビジョンで明らかにしました。

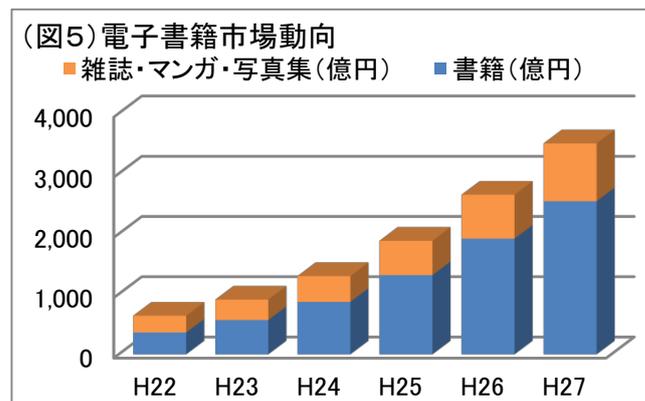
(5) 電子書籍等新たな情報媒体への対応

株式会社MM総研による報告(*6)によると、電子書籍の市場規模は平成22年度末で640億円としており、

その内訳は書籍が 362 億円、雑誌・漫画・写真集が 278 億円で、平成 27 年度末の市場規模は 3501 億円程度と推測しています(図5)。

成長著しいコンテンツ(*7)ジャンルとしては、書籍の「医療・学門・語学・資格・就職・参考書・辞典」、「趣味・生活・実用」、「推理・ミステリー・ホラー・SF」をあげ、平成 27 年度の金額規模が 300 億円以上になる見通しとしています。Kindle(*8)やiPad(*9)のような携帯端末が今後一層普及することも予測しており、電子書籍市場は今後とも伸びていく可能性が高いと思われます。

以上のような電子書籍をめぐる動向をふまえ、図書館における電子書籍の導入の可能性について、今後その方向性を明らかにしていくことが求められています。



MM総研「電子書籍サービスの市場規模予測」から

(6) 構築した蔵書群のメンテナンス

魅力ある蔵書を維持・発展させるためには、資料を収集するだけでなく、魅力の薄れた蔵書は開架書架から書庫へ移動させ、また、使用に耐えなくなった蔵書は除籍するなど、蔵書群のメンテナンスを行うことが重要です。また蔵書管理の観点から、平成 23 年度に図書館の分館に盗難防止システムを導入したところですが、分室に対してもその対策が急がれます。

平成 22 年度末現在の蔵書冊数約 126 万冊のうち、開架書架に並んでいる蔵書は約 73 万冊(約 58%)で、残り 53 万冊(約 42%)は書庫で保管されています。分館(*10)の書庫はすでに飽和状態となっており、分室に書庫はなく、中央図書館の書庫が飽和状態となるのも時間の問題です。今後はあふれた蔵書の保存をどうするか、また保存すべき蔵書の選択基準は現行のままでよいのかなど、蔵書保存や除籍をめぐる多角的な検討が求められています。さらに、蔵書の評価を行い、評価結果を新たな資料収集に生かすフィードバックシステムも必要です。

3. 蔵書計画の基本的考え方と各種計画等との関係

(1) 計画の基本的な考え方

蔵書計画は、第 2 次ビジョンで示した「市立図書館のあるべき姿(理念)」に基づき、資料の収集、構築した蔵書群のメンテナンスや新しい資料形態の検討や蔵書の特色づくりなど、蔵書構成にかかるサービス展開の方向性等を具体化する計画として策定するものです。

なお蔵書計画は、第 2 次ビジョンの計画期間に合わせて、平成 24 年度から平成 27 年度までの 4 年間を目途とする中期的な計画とします。

(2) 各種計画等との関係

蔵書計画は、「枚方市立図書館第 2 次グランドビジョン」や「第 2 次枚方市子ども読書活動推進計画」とリンクしながら、計画を推進します。

①「枚方市立図書館第 2 次グランドビジョン」との関係

蔵書計画では、第 2 次ビジョンで示された、以下の蔵書構成にかかるサービス展開の方向性等を具体化し

ます。

- (1)「市立図書館のあるべき姿(理念)」(第3章 第2次グランドビジョンの枠組みと理念)から
 - a.「図書館は知の源泉となる図書館資料を収集・保存し、広く市民に提供」します。
 - b.「図書館は、市民のニーズに応じて資料や情報を提供」します。

- (2)「市民の生涯学習を支援する図書館をめざします」(第4章 第2次グランドビジョンのサービス展開)から
 - a.「枚方市子ども読書活動推進計画(第2次)を策定し、魅力ある蔵書を構築」します。
 - b.「図書や雑誌、AV資料、商用オンラインデータベース(*11)などの電子情報など幅広い情報の提供を行」います。
 - c.「高齢者向け図書等を充実」します。

- (3)「図書館資料を計画的・系統的に収集し、未来に伝える図書館をめざします」(第4章)から
 - a.「図書館蔵書計画及び資料選書基準等を策定し、図書館資料を計画的かつ系統的に収集するだけでなく、蔵書の特色づくりを推進し、魅力ある蔵書の構築と図書館資料の拡充を図ります」
 - b.「「枚方」に関わる歴史資料、行政資料などの郷土資料、市民の著作、枚方に関する記述のある資料などを幅広く収集し、「枚方地域コレクション」を構築します。コレクションでは、歴史や文学・学術、地誌・人物史だけでなく、生活に直結する産業、労働、教育、福祉や観光などあらゆる分野の地域資料を網羅的に収集」します。

- (4)「市民のニーズに応じて、役に立つ図書館をめざします」(第4章)から
 - a.「市立図書館で所蔵していない資料(リクエスト資料)については、市外図書館等との相互貸借等を通じて提供できるように、可能な限り対応します」
 - b.「商用オンラインデータベースやインターネット端末の活用など、情報通信機器を生かしたサービス提供を推進」します。
 - c.「書籍のデジタル化媒体(電子書籍)(*12)の動向について積極的に調査研究を行います」

- (5)「だれもが使いやすく、市民とともに歩む図書館をめざします」(第4章)から
 - a.「大活字図書(*13)、点字・録音資料(*14)、手話・字幕付き映像資料(*15)を充実」します。

- (6)「効率的効果的なサービス提供を行う図書館をめざします」(第4章)から
 - a.「すべての市立図書館・分室で年1回、短期休館による蔵書点検を実施」します。

②「第2次枚方市子ども読書活動推進計画」との関係

枚方市では、第1次の「枚方市子ども読書活動推進計画」の計画年度が終了したことに伴い、「第2次枚方市子ども読書活動推進計画」を現在策定中です。この第2次計画で示される子ども読書活動推進にかかる資料収集のあり方との整合を図りながら、蔵書計画を策定します。

4. 新たな資料収集・蔵書管理等基本方針

(1) 新たな資料収集・蔵書管理等基本方針策定の趣旨

枚方市立図書館では、市立図書館の資料収集にあたる基本姿勢を示し、資料の収集範囲や蔵書管理等に

ついてその枠組みを明らかにする「枚方市立図書館資料収集基本方針」(*16)を定め、公開してきました。一方第2次ビジョンでは、これからの資料の収集と蔵書管理等に関して、新たに図書館蔵書計画と資料選書基準等を定めることを明らかにしました。これを受けて、市立図書館の資料収集と蔵書管理等をめぐる新たな枠組みを構築するにあたり、新たな枠組みにふさわしい方針を以下のとおり定めます。

(2) 枚方市立図書館資料収集・蔵書管理等基本方針

この資料収集・蔵書管理等基本方針は、枚方市立図書館の資料収集と蔵書管理等にあたっての基本的な姿勢と枠組みを示すもので、枚方市立図書館蔵書計画及び各種基準と一体となって運用することで、魅力ある蔵書の構築を目指すものです。

①枚方市立図書館は、市民の知る権利や読書の自由に奉仕する観点から、以下の姿勢で資料を収集し提供します。

- (1)多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの立場に立つ資料を公平にかつ幅広く収集します。
- (2)資料の選定を担当する職員の、見解や趣味、嗜好、関心等によって、特定の著作を故意に収集または排除せず、市立図書館全体の蔵書バランスに留意した資料収集と蔵書の構築に努めます。また、個人、組織、団体等図書館外部からの蔵書に対する圧力や干渉に屈して、またはそれらを恐れて、公平、公正な資料選定に影響を与えないようにします。
- (3)図書館の収集した資料がどのような思想や主張を持っていようとも、それを図書館が支持することを意味するものではありません。
- (4)これらの姿勢は、寄贈図書についても同様に取り扱います。(注1)

②枚方市立図書館は、市立図書館のあるべき姿(注2)に基づき、以下のとおり資料収集と蔵書管理等を行います。

- (1)知の源泉となる図書館資料を収集、保存し、広く市民に提供して、市民の教養、調査研究、余暇活動等に役立てます。
- (2)市民のニーズに沿った資料と情報を収集し、提供します。
- (3)資料収集にあたっては、蔵書計画を策定し、計画的に収集します。
- (4)収集する資料の範囲、難易度、特色作りなど、資料種別や蔵書分類ごとの資料収集にかかる基準や、個々の資料選択にかかる基準については、別途資料収集基準と資料選書基準を定めます。
- (5)魅力ある蔵書を維持・発展させるためには、資料の収集とともに、すでに所蔵している蔵書のメンテナンスが必要です。そのために別途各種基準(蔵書管理・蔵書保存・蔵書除籍)を定めます。

③この資料収集・蔵書管理等基本方針は、市民に公開し、必要に応じて改訂します。

(注1)の①の(1)から(4)は日本図書館協会『図書館の自由に関する宣言(1979年改訂)』を参考にしました。

(注2)の「市立図書館のあるべき姿」は、平成23年7月に策定した「枚方市立図書館第2次グランドビジョン」において定めたもので、あるべき姿として以下の2点を示しました。

- a. 図書館は、知の源泉となる図書館資料を収集・保存し、広く市民に提供して、その教養、調査研究、余暇活動に役立てる社会教育機関である。
- b. 図書館は、市民のニーズに応じて、資料や情報を提供する地域の情報拠点である。

5. これからの枚方市立図書館蔵書のあり方と具体的な取組

枚方市立図書館の蔵書構成の現状と課題及び蔵書計画の基本的な考え方並びに資料収集・蔵書管理等基本方針等をふまえて、これから枚方市立図書館が目指す蔵書のあり方を以下のとおり定めるとともに、それを実現するために必要な取組を行います。

(1) 知の源泉としての体系的かつ系統的な蔵書群の構築

「図書館は基礎学力や知的水準の向上を図るために欠かせない重要な知的基盤」(*17)とされているように、図書館は、過去から現在に至る古今東西の知性に彩られた様々な図書や情報などに出会える場所です。利用者が効率よく求める蔵書を探し出し、かつ新たな知性への利用者の興味・関心を刺激するために、図書館は学問体系や系統(*18)に基づき整理された蔵書群を構築します。

蔵書の選定にあっては、入門書から専門書に至る難易度ごとの蔵書バランスを意識した選定を行うとともに、教養を高める蔵書の計画的な収集に努めます。

(具体的な取組)

- ①学問体系や系統に照らして、各館ごとに蔵書の分析を行い、抜け落ちている分野など不十分点を把握します。
- ②枚方市立図書館全館で学問体系や系統に則った蔵書を構築するため、中央図書館およびその他図書館・分室それぞれの蔵書構成内容の役割分担について検討します。
- ③把握した不十分な点や各館の役割分担に従い、順次資料収集と蔵書のメンテナンスを行います。

(2) 市民の多様な資料要求に応えられる蔵書群の構築

市民が意思決定や課題解決にあたり、必要となる多様な資料や情報を提供する役割を図書館は担っています。また、「地方公共団体の政策決定や行政事務に必要な資料及び情報を積極的に収集し、的確に提供するよう努める」ことが「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成13年文部科学省告示第132号)において規定されており、図書館の本来業務として行政の政策立案や事業の企画・開発に必要な資料や情報を提供することが求められています。これらを受けて、市立図書館では市民が意思決定を行い、生活上の課題解決に必要な資料と情報を収集し、併せて地域の課題解決のための行政の政策立案や事業の企画・開発に必要な資料や情報も収集し、ニーズに基づく「役に立つ」図書館を目指します。

蔵書の選定にあたっては、高齢者や障害者、子育て世帯や児童、学生、ビジネスパーソンなど、多様な属性をもった市民やさまざまな課題を抱える行政のニーズを踏まえ、家庭生活、職業生活、学校生活、趣味、まちづくりなど、あらゆる分野にわたり正確で新しい情報を提供できる資料を計画的に収集していきます。またリクエストされた資料については、図書購入費や蔵書構成等を踏まえながら、図書館蔵書とすべきものについては購入し、購入しない資料についても相互貸借制度等を利用して可能な限り提供します。ベストセラー図書等予約が殺到する資料については、一定の基準の下に複数冊購入しますが、別途購入冊数上限を定めることで、効率的・効果的な収集に努めます。

(具体的な取組)

- ①貸出回数等の調査をもとに蔵書分類中資料要求の高い分類・分野の分析を行い、それに基づき当該分類・分野の資料を幅広く収集します。
- ②最新の情報が求められる資料(地図、ハンドブック類、法律関係など)の収集に留意します。
- ③市の政策決定や行政事務の執行上必要な資料の調査・研究を行い、調査・研究結果に従い必要な資料を収集します。
- ④汚損・破損など状態が劣化した蔵書の買い替えを進めます。

(3) 蔵書の魅力を増す特色ある蔵書群の構築

市立図書館では、蔵書の魅力を増す特色ある蔵書づくりを進めるにあたって、子ども読書活動の推進にかかる資料の積極的な収集と枚方地域コレクションの構築を進めることが課題であることを明らかにしてきました。子ども読書活動の推進にあたっては、今後学校・地域での読書活動をサポートするための団体貸出図書の充実と乳幼児およびヤングアダルト(*19)向け図書の充実を図っていきます。

また、枚方地域コレクションの構築にあたっては、歴史資料・行政資料だけでなく、市内企業・団体関連資料、枚方市民または枚方市に縁のある人物の著作や関連資料、枚方市や周辺地域を紹介した資料など、枚方にかかるあらゆる資料を対象に、その充実に努めます。

(具体的な取組)

①子ども読書活動推進関連資料の収集

- (1) 保育園・幼稚園・学校図書館やボランティア支援用の団体貸出用図書を中央図書館で集中的に収集します。なお、学校図書館向けの団体貸出図書の充実にあたっては、学校図書館の蔵書を十分に活用してなお不足する分につき、市立図書館が支援する姿勢で資料収集を行います。
- (2) 各市立図書館施設の絵本コーナーの一角にブックスタートコーナー(*20)を配置し、乳幼児向けの評価の定まった図書リストを作成して、それに基づき図書を複数配架するとともに、いつ来館しても乳幼児およびその保護者が当該図書を手に取るができるよう、ストック分も含め収集します。
- (3) ヤングアダルトと言われる中高生向けの図書を積極的に収集し、利用状況に応じて複本も収集します。収集範囲は文学に偏ることなく、広くヤングアダルト世代の興味、関心を引出し、知的好奇心に応えられる資料とします。

②枚方地域コレクションの収集

- (1) 専門的で網羅的な枚方地域コレクションの内容に見合ったコレクション用資料分類表を作成し、各資料に資料分類と資料番号を付与してリスト化するとともに、リストとコレクションの公開基準を定めそれに従い公開します。
- (2) 時代区分やテーマごとにコレクション内容の現状分析を行い、今後収集すべき資料の中身を明らかにし、歴史資料の充実を図ります。
- (3) 行政及び関係団体並びに市内企業・団体等関係資料の充実を図るとともに、歴史的価値を有する行政文書の取り扱いについて、所管課と協議を行います。
- (4) 枚方市民及び著名な旧市民並びに枚方市に縁のある人物の伝記と著作を積極的に収集し、ホームページで公開中のブックリスト「枚方市に縁のある作家および小説の作品など」も併せて充実するとともに、著作だけでなく、枚方市民、著名な旧市民、枚方市に縁のある人物が出演している映像資料等非活字資料も収集します。
- (5) 旅行のガイドブック、グルメガイドなど、枚方市内を中心に各地域・施設・店舗等を紹介する資料や、地図・写真等一時代を切り取った市内の様子がわかる資料、枚方市に関する新聞記事や枚方市内の地域・施設・店舗等が登場する映像資料など、枚方市及び周辺地域紹介・解説資料の充実を図ります。
- (6) 新聞折り込みちらしや市内小中学校で使用された教科書、枚方菊人形や淀川舟運など、歴史的に名高い特色ある文化に関する資料や、地域の祭りなどの地域文化資料の充実を図ります。
- (7) 収集したコレクションやコレクションを撮影したマイクロフィルムの電子化(*21)や市史の電子書籍化の可能性について検討を行います。

(4) 市民の情報活用を支援する蔵書群の構築

意思決定や課題解決に必要な情報を求めている利用者にとって、求めている情報が必ずしも活字資料とし

て存在しているとは限りません。市立図書館では図書や雑誌などの活字資料のほか、AV資料、録音・点字資料などの非活字資料、さらに電子情報や、電子情報にアクセスする機器も提供していますが、利用者がさまざまな選択肢の中から、最も適した情報を入手、活用できるよう、さらなる環境整備に努めます。

また、電子書籍をめぐる、専用の端末機が各種販売され、機器の面では充実してきましたが、一方で新たな電子書籍の発行をめぐる著作権保護の問題や電子化にかかる権利問題など、クリアしなければならない多くの課題があります。図書館での電子書籍の貸出となると、著作権料支払いをめぐる問題等さらに課題が増し、紙媒体と比べ図書館で貸し出せるコンテンツが容易に入手できないのが現状です。他の自治体の図書館の中には、電子書籍を貸し出している図書館が見受けられますが、コンテンツは青空文庫(*22)のようなすでに著作権の切れたものが主流で、数十年以上前の古い作品ばかりでは、蔵書の魅力という点で課題があるだけでなく、利用者が直接当該サイトにアクセスすれば享受できるサービスを行政が仲立ちする必要性についても検討が必要です。

電子書籍をめぐる、国立国会図書館や業界団体などが各種の課題の解決に向け現在検討を行っています。また紙媒体に比べ少ないとはいえ、新たなコンテンツは確実に増加しており、市場として伸びていく可能性は否定できません。これら諸情勢をふまえて枚方市立図書館は、電子書籍をめぐる動向を注視しながら、市立図書館として電子書籍とどのような関わり方をすべきかについて、今後とも調査研究を続けていきます。

(具体的な取組)

- ①AV資料、点字・録音資料等非活字資料は、資料収集基準に従い収集します。
- ②商用オンラインデータベースは、利用状況を踏まえ、データベースの種類最適化を図ります。
- ③電子書籍の導入に可否について、調査研究の結果を踏まえて一定の方向性を明らかにします。

(5) 適切な蔵書管理に基づく次代に伝える蔵書群の構築

市立図書館では各図書館にBDS(*23)を導入するとともに、各分室への防犯カメラを設置して、蔵書の盗難等を抑止するとともに、すべての市立図書館・分室において年1回、短期休館による蔵書の一斉点検を実施することにより、効率的・効果的な蔵書管理に努めます。

また、市立図書館のあるべき姿(理念)を踏まえた蔵書の計画的な収集にあたっては、基本的に収集する資料の範囲や難易度等を示す資料収集基準が必要ですが、それを具体的に運用し、また収集した蔵書の魅力を維持・向上させるためには、個々の資料を選択し、選択・収集した図書館資料の蓄積である蔵書群のメンテナンスを行うための基準が必要となります。そのため市立図書館では、資料収集基準に加え、個々の資料の受け入れの可否にかかる判断を行うための資料選書基準、蔵書の受入・配架・修理・差し替えや紛失時の対応、蔵書点検、蔵書の盗難防止等について定める蔵書管理基準、蔵書を開架書架から書庫へ移す基準や書庫の蔵書の保存期間等を規定する蔵書保存基準、蔵書の除籍要件を規定する蔵書除籍基準を一貫した考え方の中で結びつけて運用することで、資料の収集と蔵書群のメンテナンスを一体的に進めます。

さらに、長期間の蔵書の保存を可能とするため、新たな保存場所の確保や蔵書のデジタル化についても検討を進めます。これらの施策を進め、枚方市の貴重な財産として、蔵書を効率的・効果的に管理・運用することで、蔵書の有効活用を図るとともに、地域の記録を次代に伝えていきます。

(具体的な取組)

- ①分室への防犯カメラの設置を進めます。
- ②資料収集基準および資料選書基準に基づく選書会議を開催するとともに、より効率的な選書体制の在り方について検討します。
- ③蔵書管理基準に基づき、蔵書の受入・配架・修理・差し替え等を行い、盗難防止に努めるとともに、専門的な図書の修理技術を持つ人材の育成に努めます。また蔵書管理のため、全館・全分室で毎年度短期休館による蔵書点検を実施します。

- ④蔵書保存基準における書庫入れの基準および蔵書保存期間の基準に基づき、蔵書のメンテナンスを行います。
- ⑤蔵書除籍基準に基づき、蔵書の除籍を行います。
- ⑥新たな蔵書保管場所および蔵書のデジタル化について検討します。

6. 資料収集基準

これからの枚方市立図書館蔵書のあり方を踏まえた蔵書の構築に必要な資料収集を進めるにあたって、収集する資料の範囲や難易度等にかかる基準を以下のとおり定めて、今後はこの基準に基づき資料収集を行います。

(1) 全資料・全館共通の資料収集基準

枚方市立図書館は、必要な資料を収集するにあたって、今後以下の基準に基づき収集します。なお、この基準は図書館が収集するすべての資料に適用します。

①資料(全館共通)

- (1)市内各図書館および分室、自動車文庫は、施設規模、地域性及び役割に応じた資料の収集に努め、枚方市立図書館全体として体系的な資料収集を行う。なお、市駅前サテライトの書架に配架する蔵書及び自動車文庫に積載する蔵書は中央図書館蔵書の中から選択し、それに配慮した資料収集は行うが、市駅前サテライト専用または自動車文庫専用の蔵書としては収集しない。
- (2)図書、新聞・雑誌などの逐次刊行物、その他文字・活字資料及び点字図書・録音資料・AV資料等非活字資料のうち、市立図書館に必要な資料を選択的に収集する。
- (3)収集の範囲は日本十進分類法(NDC)(*24)の全類を対象とする。
- (4)多様な理論、学説、立場、観点の資料を偏りなく収集する。
- (5)入門レベルから専門、研究レベルまで、またレクリエーションから教養・調査研究目的まで、学問体系や系統を意識しつつ、利用者の要求も踏まえて枚方市立図書館の蔵書全体としてバランスの取れた資料収集に努めるとともに、蔵書の特色作りにも努める。
- (6)正確で新しい情報を含む資料の収集に努める。
- (7)郷土資料、行政資料、枚方市に縁のある人物の著作、枚方市について書かれた著作、枚方市民や地域が登場する著作、市内企業・団体等が発行した著作、主に枚方市民または近隣住民向けに発行された著作・パンフレット等、枚方地域にかかるあらゆる資料を積極的に収集する。
- (8)自費出版については資料的価値と需要等に応じて限定的に収集する。
- (9)より多くのタイトル数を確保する方向で資料収集を行い、複本については別途ルールを定めて一定数以上は購入しない。
- (10)高価本については、高価本選定会議を開催し、その資料的価値や将来にわたる利用見込み等を踏まえ、特に慎重に選定を行う。
- (11)資料の購入・非購入の判断にあたっては、以下の観点に留意する。
 - a. 資料的価値が高く、将来にわたり利用が見込めるか。
 - b. 蔵書構成全体のバランスを考えた場合、類書が有るか、突出して専門的な内容ではないか、または特定の分野のみに蔵書が偏る結果とならないか。
 - c. 多くの利用が見込めるか。
 - d. 新聞・雑誌の書評等マスコミで取り上げられたり受賞したりしたものか。
 - e. 利用者の課題解決に役立つか。

②リクエストの取り扱い

市立図書館で所蔵していない資料について閲覧希望(リクエスト)があった場合は、以下の取扱とする。

(1)リクエストは図書館資料の選定に際して参考にするためのもの(*25)とする。

(2)以下の資料については、リクエストがあってもそれに基づく新たな購入は行わない。

- a. 学習参考書、個別の受験校案内、個人が資格等取得のために常時手元に置いて使用することが前提となる資料や、資格取得に必要なノウハウの説明に重点を置き、資格内容の説明に主眼を置いていない資格参考書、各種検定の攻略本、書き込み式の問題集(受験・資格取得・検定等目的を問わず)
 - b. 書き込み、切り取り、可動等を前提とした資料
 - c. 造本が図書館での利用に向かない資料(ダンボール製の絵本、鍵盤付絵本など)
 - d. 漫画
 - e. 各種ゲーム類のいわゆる攻略本に類する資料(ただし、一般的なルール解説資料は除く)
 - f. 図書館での貸出が許可されない付録DVD付き資料
 - g. 市立図書館で定期購読していない新聞・雑誌および図書コード(ISBN)の付いていない季刊以上頻度で発行されている逐次刊行物
 - h. ビデオ、DVD、CD、CD-ROM、DVD-ROM、カセットテープ、レコード等の非活字資料または非活字資料が主な利用対象である付録付図書(英会話教材・DVDブックなど)
 - i. 明らかに付録が主である資料(ブランドバッグ付図書など)
 - j. CD-ROM、DVD-ROM付の年賀状のテンプレート集など、出版後少人数に貸し出した後は資料的価値を失ってしまう資料
- (3)上記(2)を除くリクエストに対しては、市立図書館が収集対象としている資料形態に限り、市外の公共図書館等からの借受または購入等により当該資料の提供に努める。ただし市外の公共図書館等からの借受が期待できず、市立図書館全館および各館の蔵書構成のバランスや資料購入予算の状況、その他資料収集基準等を総合的に勘案して、資料を購入する判断に至らなかった場合は、提供できないことがある。

(2) 資料種別ごとの資料収集基準

枚方市立図書館は、以下の各種別に属する資料を収集するにあたっては、上記全資料対象の収集基準に加えて、以下の基準に基づき収集します。

①一般書

(1)全館共通

- a. 資料的価値の高い資料、利用の見込める資料を、種別・分類ごとの特性に合わせて、蔵書のバランスに留意しながら収集する。

(2) 中央図書館

- a. 入門書・概説書から専門書・学術研究書に至るまで、資料的価値の高い資料を、学問体系や系統に則して幅広く収集する。
- b. 主要な全集・叢書を積極的に収集する。
- c. 改訂版、増補版、年次刊行図書や、同一著作の日本語訳の異版、高価本、復刻版などは資料的価値に留意しながら選択的に収集する。
- d. 中央図書館がその他分館・分室・自動車文庫での資料提供のバックアップ機能を有することを踏まえ、幅広く収集する。

(3)分館

- a. 基本的で良質な入門書・概説書及び実用書を中心に、学問体系・系統に留意しつつ選択的に収集する。

- b. 専門書、学術研究書、全集、講座、叢書等については需要に応じて限定的に収集する。
- c. 改訂版、増補版、年次刊行図書や、同一著作の日本語訳の異版、高価本、復刻版などは資料的価値に留意しながら需要に応じて限定的に収集する。

(4)分室

- a. 基本的で良質な入門書・概説書及び実用書を中心に需要に即して限定的に収集する。
- b. 専門書、学術研究書、全集、講座、叢書、改訂版、増補版、年次刊行図書や、同一著作の日本語訳の異版、高価本、復刻版などは、特に理由のない限り収集対象としない。

②児童書

(1) 全館共通

- a. 内容が正確で、客観的な視点から書かれた資料を収集する。
- b. 子どもの発達段階に応じた内容の資料を収集する。
- c. 各主題について、子どもの興味や関心を引き起こし、さらに発展させる内容や、子どもの知的・情緒的経験を広げ、想像力を豊かに養う内容を持つ資料を収集する。
- d. 学説や主張が対立する主題については、それぞれの観点に立った資料を偏りなく収集する。
- e. 改訂版、増補版に留意する。
- f. 中央図書館は、その他分館・分室・自動車文庫での資料提供のバックアップ機能を有することを踏まえ、幅広く収集する。また、子どもの本に関心のある大人に向けて、児童図書研究資料もあわせて収集する。
- g. 保育園、幼稚園、学校図書館やボランティア支援用の団体貸出用図書の充実を図るとともに、学校図書館と連携して、調べ学習用資料を効果的に収集する。
- h. 各分野で評価の定まった資料は、いつでも手に取れるよう、十分な複本を収集する。
- i. ヤングアダルト向け図書は、積極的に収集する。
- j. 児童書の対象年齢は0歳から18歳とする。

③地域資料(一般・児童)(*26)

(1) 全館共通

- a. 枚方市及び近隣自治体、大阪府、府内自治体及びそれらの関係団体が発行した資料の収集に努める。特に枚方市については留意する。
- b. 枚方市及び近隣自治体、大阪府、府内自治体及びそれらの関係団体についての資料の収集に努める。特に枚方市については留意する。
- c. 枚方市民及び著名な旧市民並びに枚方市に縁のある人物の著作の収集に努める。
- d. 枚方市民及び著名な旧市民並びに枚方市に縁のある人物についての資料の収集に努める。
- e. 子ども向け郷土資料は子どもが枚方市及び近隣地域を知るのに役立つ資料を収集する。
- f. 大人向けの資料であっても、子どもでも利用可能な資料は児童書として収集対象とする。
- g. 枚方市の友好都市等に関する資料についても留意する。

(2)中央図書館

- a. 枚方市及びそれらの関係団体及び市内企業・団体等が発行した資料については、図書だけでなく将来的に歴史的価値を有すると思われる行政・統計資料、企業の社史、市内団体等の記念誌・会報、パンフレット・ポスター・ちらし(新聞折込ちらしを含む)・映像資料など積極的に収集する。
- b. 枚方市及びそれらの関係団体及び市内企業・団体等について書かれた資料については積極的に収集する。

- c. 枚方市民、著名な旧市民、その他枚方市に縁のある人物の著作については積極的に収集する。
- d. 枚方市民、著名な旧市民、その他枚方市に縁のある個人について書かれた資料は積極的に収集する。
- e. 枚方市および周辺自治体に関連のある古文書・古地図等の歴史的な文書については、積極的に収集する。
- f. 著作中に枚方市内の個人・団体・地名等が登場する作品は積極的に収集する。
- g. その他分館・分室・自動車文庫では収集が困難な資料的価値の高い資料を収集する。
- h. 枚方市の友好都市等に関する資料について積極的に収集する。
- i. 枚方地域コレクション関連資料の電子化、電子書籍化に向けて検討を進める。

(3)分館

- a. 各分館が設置されている周辺地域について書かれた資料については積極的に収集する。
- b. 枚方市が発行する基本的な行政・統計資料は積極的に収集する。

(4)分室

- a. 各分室が設置されている周辺地域について書かれた資料については、需要に応じて限定的に収集する。
- b. 枚方市が発行する基本的な行政・統計資料は市民生活に関するものを中心に限定的に収集する。

④参考資料(一般・児童)

(1)全館共通

- a. 新しい情報、新しい知見を提供する資料を収集する。
- b. 索引・図表・図版等効率的な検索のための機能に留意する。
- c. 定評のある著编者、出版社の資料を収集する。
- d. 製本・装丁が堅牢で、長期の利用に耐える資料を収集する。
- e. 子ども向けの参考資料は子どもが理解しやすい資料を収集する。
- f. 大人向けの資料であっても、子どもでも利用可能な資料は児童書として収集対象とする。
- g. レファレンス用資料は、図書に限定せず、CD-ROM、商用オンラインデータベース等、電子情報も収集対象とする。

(2)中央図書館

- a. 総合的、包括的な、または定評のある資料を積極的に収集する。研究の進展の著しい主題は、正確で新しい情報を提供できる資料を収集する。
- b. 専門的な主題を扱う資料を積極的に収集する。
- c. 改訂版、増補版、年次刊行図書は、改訂・増補等の意義が大きい場合は積極的に収集する。
- d. その他分館・分室・自動車文庫では収集が困難な資料的価値の高い資料を収集する。

(3)分館

- a. 基本的で良質な資料を充実させる。研究の進展の著しい主題は、正確で新しい情報を提供できる資料を収集する。
- b. 専門的な主題を扱う資料は、限定的または選択的に収集する。
- c. 改訂版、増補版、年次刊行図書は、改訂・増補等の意義が大きい場合は需要に応じて限定的に収集する。

(4)分室

- a. 比較的利用の見込める分野に限定して、基本的で良質な資料を必要に応じて収集する。

⑤大活字図書(一般・児童)

(1)全館共通

- a. 出版点数に限りがあり、再版もない可能性を考慮して出版情報に留意する。

(2)中央図書館

- a. 様々な分野を幅広く積極的に収集する。

(3)分館

- a. 様々な分野を需要に応じて限定的に収集する。

(4)分室

- a. 書架スペース、需要等を総合的に判断して、必要ならば限定的に収集する。

⑥洋書(一般・児童)

(1)全館共通

- a. 各国及び日本についての新しい情報や知見を提供する資料に留意する。
- b. 英語をはじめとする欧米諸言語、日本に身近なアジア諸言語、その他枚方市立図書館で利用の見込める言語の資料を収集する。
- c. 子ども向けの洋書については絵本、物語を中心に収集し、他の主題は必要に応じて収集する。

(2)中央図書館

- a. 基本的で良質な資料を収集する。
- b. 市民の多文化理解に役立つ資料を収集する。
- c. 枚方市在住在留外国人が日本での生活に必要な情報を得られる資料を中心に収集する。
- d. 枚方市の友好都市等またはそれらが所在する国についての資料を収集する。
- e. その他分館・分室・自動車文庫では収集が困難な資料的価値の高い資料を収集する。

(3)分館

- a. 需要に応じて限定的に収集する。
- b. 市民の多文化理解に役立つ資料を収集する。
- c. 枚方市在住・在留外国人が日本での生活に必要な情報を得られる資料を中心に収集する。

(4)分室

- a. 書架スペース、需要等を総合的に判断して、必要ならば限定的に収集する。

⑦漫画(一般・児童)

(1)全館共通

- a. 内容・装丁を問わず、書誌データ(MARC)(*27)上漫画に分類(NDC:726.1)されている図書、または書誌データ上にコミック・漫画等の表記のある図書、あるいは図書等の全ページの2分の1を超える部分にわたり、コマ割りまたはコマ割りに近い表現で書かれた部分がある図書を漫画と定義する。ただし、書誌データ上漫画に分類(NDC:726.1)されている図書であっても、漫画にかかる評論等の場合はこの限りではない。
- b. 漫画は基本的に寄贈により蔵書を構成する。
- c. ストーリー漫画も収集対象とする。
- d. 学習漫画・主題漫画は、さまざまなテーマで入門的な役割を果たすものや、漫画表現を行うことにより、テーマの理解が効果的に増進されるもの、類書のないものを限定的に収集する。
- e. 漫画関連各賞の受賞作品の収集に留意する。
- f. 評価の定まった作家の作品を収集する。

- g. 漫画の視覚的な特性を考慮し、暴力及び性表現の露骨なもの、反社会的・非道徳的な事柄を扱っているものは慎重に収集し、人間や生命の尊厳を脅かすもの、人権侵害・差別について配慮を欠くと認められるものについては収集しない。
- h. その他需要を参考に限定的に収集する。
- i. 漫画については、別途所蔵館を決定する。

⑧ビデオ・DVD(一般扱い)

(1)全館共通

- a. 劇映画、ノンフィクション、ドキュメンタリー映画、記録等については受賞経歴、歴史的評価、その他映像資料の価値に留意しつつ、利用者の需要も考慮しながら収集する。
- b. DVD、ビデオ双方が発売されている場合は、DVDを優先して収集する。
- c. 枚方市関連のビデオ・DVDについては積極的に収集する。
- d. ビデオ・DVDについては、別途所蔵館を決定する。

⑨CD(一般扱い)

(1)全館共通

- a. 受賞経歴、歴史的評価、その他音源資料の価値に留意しつつ、評価の定まったものを中心に利用者の需要も考慮しながら収集する。
- b. CDについては、別途所蔵館を決定する。

⑩その他非活字資料(一般扱い)

(1)全館共通

- a. CD-ROM、DVD-ROMは必要に応じて限定的に収集する。
- b. 商用オンラインデータベースは必要に応じて限定的に情報提供対象とする。
- c. レコード、LD、障害者・高齢者用録音図書を除く磁気録音テープ(カセットテープ・オープンリールなど)、MD、スライド、市史資料を除くマイクロフィルム等は収集対象としない。
- d. 電子書籍については国内の利用動向等を見極めた後、市立図書館への導入の可否について判断する。
- e. 収集する非活字資料については、別途所蔵館を決定する。

⑪録音図書(カセットテープ・デージー)(一般・児童)

(1)全館共通

- a. 視覚障害者および活字による読書が困難な市民のため、録音図書(カセットテープ・デージー(*28))を収集する。
- b. 利用者の求めるもののうち、市立図書館が未所蔵で関連機関からの借受が可能なものは借り受けて提供し、関連機関に所蔵がないタイトルの場合は、予算の範囲内で製作を行い提供する。
- c. カセットテープ音源のマスターテープのデージー化を推進する。
- d. 録音図書は中央図書館で集中的に収集する。

⑫点字図書(一般・児童)

(1)全館共通

- a. 視覚障害者のため、点字図書を収集する。

- b. 利用者の求めるもののうち、市立図書館が未所蔵で関連機関からの借受が可能なものは借り受けて提供し、関連機関に所蔵がないタイトルの場合は、予算の範囲内で製作を行い提供する。
- c. 点字図書は中央図書館で集中的に収集する。

⑬手話・字幕付き映像資料(一般扱い)

(1)全館共通

- a. ビデオ・DVD等映像資料の購入に際しては、同じもので手話・字幕付きのものがある場合はそちらを優先的に収集する。
- b. 聴覚障害者を主なサービス対象とした手話による図書館行事等の映像を記録し、当該映像資料に字幕を付けたものを需要に応じて予算の範囲内で製作する。
- c. 市立図書館で製作した手話・字幕付き映像資料は中央図書館で集中的に収集する。

⑭雑誌(一般・児童)

(1) 全館共通

- a. 他の図書館資料では得られない情報または速報性を持つ資料に留意する。

(2)中央図書館

- a. NDCの分類ごとに主題の偏りがないように基本的な資料を収集する。
- b. 専門的・学術的な資料は必要に応じて選択的に収集する。
- c. 枚方市が刊行または枚方市を主題とする雑誌・リーフレット(*29)等は積極的に収集する。また大阪府・府内自治体の刊行またはそれらを主題とする雑誌・リーフレット等は選択的に収集する。
- d. その他分館・分室・自動車文庫では収集が困難な資料に留意して収集する。

(3)分館

- a. NDCの分類ごとに基本的・入門的・実用的な資料を収集する。
- b. 専門的な資料は需要に応じて限定的に収集する。
- c. 学術雑誌・学会誌は収集しない。

(4)分室

- a. 需要に応じて基本的・入門的・実用的な資料を限定的に収集する。
- b. 専門雑誌・学術雑誌・学会誌は収集しない。

⑮新聞

(1) 全館共通

- a. 他の図書館資料では得られない情報または速報性を持つ資料に留意する。
- b. 需要の高いスポーツ新聞は、市立図書館全館で収集紙が偏らないよう留意する。

(2)中央図書館

- a. 一般新聞の全国紙(いわゆる5大紙)はすべて収集する。
- b. 地方紙は需要に応じて限定的に収集する。
- c. スポーツ新聞は代表的なものを限定的に収集する。
- d. 専門紙・業界紙は需要に応じて限定的に収集する。
- e. 外国語新聞は需要に応じて代表的なものを限定的に収集する。
- f. 発行主体が枚方市に存在する新聞については積極的に収集に努め、大阪府・府内自治体のものは必要に応じて限定的に収集する。
- g. その他の新聞は可能な限り偏りなく収集できることを前提として収集対象とする。

(3)分館

- a. 可能な限り一般新聞の全国紙(いわゆる 5 大紙)をすべて収集する。
- b. スポーツ新聞・専門紙・業界紙・外国語新聞は需要に応じて限定的に収集する。
- c. 発行主体が枚方市に存在する新聞については収集に努める。
- d. その他の新聞は可能な限り偏りなく収集できることを前提として収集対象とする。

(4)分室

- a. 市駅前サテライトを除き、分室では新聞を収集しない。
- b. 市駅前サテライトは一般新聞の全国紙・スポーツ新聞を需要に応じて限定的に収集する。その他の新聞は収集しない。

7. 蔵書計画の進捗管理

(1) 進捗管理

上記「5. これからの枚方市立図書館蔵書のあり方と具体的な取組」について、年度ごとに実績等を測定し進捗管理を行います。計画期間の最終年度である平成 27 年度に本計画の全体の評価を実施し、次期計画に引き継ぎます。

(2) 蔵書計画の改訂

蔵書計画は平成 24 年度から平成 27 年度までの 4 か年を計画期間として想定していますが、計画推進にあたり細部の改善が必要となった場合や市立図書館をめぐる状況の変化等が生じた場合は、計画期間中であっても改訂を行い、状況に応じた計画の最適化を図ります。また、第 2 次ビジョンに続く次期ビジョンの策定に合わせて、蔵書計画も新たに策定または改訂を行います。

[用語解説等]

(*1) 蔵書

蔵書計画では、図書・雑誌・AV資料など、図書館が所蔵する資料すべてを総称して「蔵書」と表現しています。

(*2) AV資料

AVは「audio-visual」の略で、図書館ではAV資料として主にCD・ビデオ・DVDを所蔵しています。

(*3) 資料

蔵書計画では、図書館で所蔵しているかどうかを問わず、図書だけでなく雑誌・AV資料その他を含めた図書館が収集対象としているものの総称として使用しています。

(*4) 「子ども読書活動」を推し進め

平成18年6月に枚方市は子ども読書活動推進計画を策定し、子どもが読書に親しめる環境づくりに努めてきました。現在第2次の子ども読書活動推進計画の策定作業を行っており、それとリンクしながら蔵書計画においても子ども読書活動の推進を図ります。

(*5) 枚方地域コレクション

いわゆる郷土・行政資料の枠にとらわれない、「枚方」をキーワードとして関連すると思われる、あらゆる分野、あらゆる形態の資料を収集し、その資料の総称として「枚方地域コレクション」の名称を使用しています。

(*6) 株式会社MM総研による報告

株式会社MM総研(2011.4.14)「電子書籍サービスおよび電子書籍端末の市場展望」

(*7) コンテンツ

インターネット等を通じて提供される文書・音声・映像・ゲームソフトなどのそれぞれの情報のこと。

(*8) Kindle

アマゾンドットコム社(米国)が販売する電子書籍閲覧用の携帯端末機器。

(*9) iPad

アップル社(米国)が開発した電子書籍の閲覧も可能なタブレット型の携帯端末機器。

(*10) 分館

中央図書館を除く香里ヶ丘・楠葉・菅原・蹉跎・御殿山・牧野・津田の各図書館の総称として使用しています。蔵書計画では地域館・分館の区分を用いていません。

(*11) 商用オンラインデータベース

ネットワークを経由して遠隔地から有料で利用できるデータベースのこと。現在市立図書館では「官報情報サービス(官報)」「レクスネクシスジャパン(法律情報)」「日経テレコン21(日経新聞等の記事、人物・企業・マーケット情報)」の3つの情報サービスが利用可能です。

(*12) 電子書籍

電子機器のディスプレイ上で読むことのできる出版物のこと。電子図書・デジタル書籍・デジタルブックとも言われます。

(*13) 大活字図書

弱視者や小さな活字が読みにくくなった高齢者等向けに、通常の単行本等の活字を大きくして出版された図書。

(*14) 点字・録音資料

点字資料は視覚障害者向けの点字で記された図書、録音資料は視覚障害者及び活字が読みにくい高齢者向けのカセットテープやCD-Rに図書の朗読等を録音した資料のことです。

(*15) 手話・字幕付き映像資料

映像資料の画面に手話通訳者の映像や字幕が含まれている資料のことを言います。

(※16) 枚方市立図書館資料収集基本方針

当初平成2年7月に策定された市立図書館の資料収集にあたる基本姿勢と資料の収集範囲や管理に関する枠組みを示したものです。

(※17) 「図書館は基礎学力や知的水準の向上を図るために欠かせない重要な知的基盤」

これからの図書館の在り方検討協力者会議『これからの図書館像』(平成18年3月)3Pから引用しました。

(※18) 学問体系や系統

哲学・歴史・社会科学・自然科学といった学問を構成する各分野の結びつきや、学問の歴史の中で現れてきたさまざまな学派などの結びつきのことです。

(※19) ヤングアダルト

米国では13歳から19歳の世代の人たちを「若い大人」という意味でヤングアダルトという言葉を使うようですが、市立図書館では中高生を主要なターゲットとして、13歳から18歳までの世代をヤングアダルトまたはYoung Adultを略してYA(ワイエー)と呼んでいます。

(※20) ブックスタートコーナー

本来ブックスタートは、赤ちゃんとその保護者が絵本を介してゆっくりとふれ合う機会をもつきっかけ作りとして、赤ちゃんに本を開く楽しい体験とともに絵本を手渡す活動のようですが、現在市立図書館の一部では、赤ちゃんとその保護者のために乳幼児向けの絵本を集中的に配架したコーナーを設け、親子で絵本に親しめる場を提供しており、その図書館の一角をブックスタートコーナーと呼んでいます。

(※21) コレクションやコレクションを撮影したマイクロフィルムの電子化

コレクションした資料のPDF化やマイクロフィルムに収められた映像のデータ化などを通じて、ネット上でのコレクション公開の可能性について検討します。

(※22) 青空文庫

すでに日本において著作権が消滅した文学作品や著作権者が当該サイトでの公開を許諾した文学作品を収集し公開しているインターネット電子図書館で、利用は無料です。

(※23) BDS

「Book Detection System」の略で、いわゆる図書盗難防止装置のことです。

(※24) 日本十進分類法(NDC)

現在日本の図書館で最も使用されることの多い図書分類法です。なお、NDCは「Nippon Decimal Classification」の略です。

(※25) リクエストは図書館資料の選定に際して参考にするためのもの

鎌水三千男著(2009)『図書館と法』社団法人日本図書館協会発行 p.235 からの引用

(※26) 地域資料

市立図書館では、「地域資料」という用語を歴史資料・行政資料だけでなく、市内企業・団体関連資料、枚方市民または枚方市に縁のある人物の著作や関連資料、枚方市や周辺地域を紹介した資料などの総称として使用しています。

また、枚方地域コレクションの収集分野と各分野内の資料分類を以下のとおり定め、今後この分類に基づいてコレクションを収集します。

①歴史資料の充実

- (1)通史(枚方市・大阪府・交野市・八幡市など)
- (2)考古(田口山弥生時代遺跡など)
- (3)奈良時代(百濟王氏・百濟寺など)
- (4)平安時代(桓武天皇・交野など)
- (5)鎌倉時代(土屋氏など)

- (6)南北朝時代(楠葉関など)
- (7)室町時代(楠葉西忍など)
- (8)戦国時代(蓮如・寺内町など)
- (9)江戸時代(久貝氏など)
- (10)幕末・維新(楠葉台場など)
- (11)明治時代(禁野火薬庫など)
- (12)大正時代(枚方菊人形など)
- (13)昭和前期(枚方兵器製造所・香里火薬製造所など)
- (14)昭和後期(市制施行・津田町との合併など)
- (15)平成時代
- (16)淀川(通史・考古・古代・中世・近世・近代・現代)
- (17)地誌(『河内名所図絵』など)
- (18)地理
- (19)交通史
- (20)宗教史(石清水八幡宮など)
- (21)建築史(神社・仏閣・枚方宿の町屋など)
- (22)文化財
- (23)民俗(民俗調査報告書など)
- (24)仏像
- (25)石造物(道標など)
- (26)文学(『つづり方兄妹』など)
- (27)学校史(各小中学校・高校・大学など)
- (28)社史(京阪電車など)
- (29)人物(中井清太夫・深尾才次郎・デレーケ・中尾都山・矢野橋村・今中風溪など)
- (30)地図(枚方市・国土地理院・都市地図・住宅地図・町内会地図など)
- (31)写真集(航空写真など)
- (32)行政資料(歴史的行政文書・歴史的資料など)
- ②行政及び関係団体並びに市内企業・団体等関係資料の充実
 - (1)枚方市発行資料
 - (2)枚方市関係団体発行資料
 - (3)枚方市内企業・私立学校等発行・紹介資料
 - (4)枚方市内団体等発行・紹介資料
 - (5)その他関係資料
- ③枚方市民及び著名な旧市民並びに枚方市に縁のある人物の伝記と著作の充実
 - (1)伝記
 - (2)著作
 - (3)その他関係資料
- ④枚方市及び周辺地域紹介・解説資料の充実
 - (1)図書
 - (2)地図
 - (3)写真(写真集)
 - (4)新聞

(5)雑誌

(6)パンフレット・リーフレット・ポスター・カレンダー・ちらし

(7)映像資料

(8)その他関係資料

⑤地域文化資料の充実

(1)新聞折込ちらし

(2)教科書

(3)その他ひらかた菊人形・淀川舟運等地域文化関係資料

(*27) 書誌データ (MARC)

書名や著者名、出版社名等の書誌情報が入力された電子上の目録。MARCは「Machine Readable Cataloging」の略。

(*28) デイジー

デイジー (DAISY) はデジタル録音図書を実用化するための国際標準規格で、現在、視覚障害者向けの音声録音図書として最も利用されており、コンテンツの中にマークを付けられることによって、検索性の高いコンテンツを作成できる点が特徴とされています。デイジー形式で作成されたコンテンツはデイジーコンテンツと呼ばれますが、市立図書館ではデイジー形式でCD-Rに録音した録音資料を「デイジー」と呼んでいます。なお DAISY は「Digital Accessible Information System」の略です。

(*29) リーフレット

案内や広告のための1枚刷りの印刷物のこと。折りたたんで冊子状にしたものもあります。